

令和5年度

第13回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和6年3月13日

湯沢市農業委員会

第13回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年3月13日（水）午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時40分

閉会 午後2時41分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	10番	瀬川 等
2番	佐々木 昇	11番	麻生 良子
3番	伊藤 秀郎	12番	沓澤 弥
4番	川崎 秀悦	13番	加藤 エリ子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

14番 佐藤 栄子

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班 長 高山 善樹

主 査 小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

3 議 案

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第62号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第63号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理
事業）

議案第64号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第66号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経
営を行っている等の証明願について

議案第67号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸
付を行っていることの証明願について

議案第68号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時 40 分 委員総数 19 名中、ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出があった委員の方は、14 番 佐藤 栄子 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、17 番 宮原 正明 委員、1 番 福嶋 富子 委員 の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 1 件、議案 8 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p> <p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから3ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は20件で、面積は82,544㎡であります。解約事由は、所有者の都合によるものが2件、貸人の都合によるものが5件、第三者へ所有権移転するため6件、耕作者死亡のため1件、第三者へ利用権設定するため1件、借人の都合によるものが4件、高齢化による経営縮小のため1件であります。</p> <p>次に、議案書4ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約通知は3件で、面積は22,299㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが2件、第三者へ利用権設定するため1件であります。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和6年3月13日提出。</p> <p>議案書6ページから7ページをご覧ください。使用貸借権設定は3件で、面積は58,524㎡であります。申請事由は、申請番号第4号は農業者年金受給継続のための再設定、5号は経営移譲のため、6号は経営縮小のためあります。</p> <p>次に、議案書8ページから9ページをご覧ください。賃貸借権設定は5件で、面積は10,005㎡であります。申請事由は、申請番号第19号、20号、21号、23号は経営縮小のため、22号は高齢による経営縮小のためあります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手。議案第61号の使用貸借権設定及び賃貸借権設定を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第61号の所有権移転を議題とします。</p> <p>ここで、議案書10ページの所有権移転申請番号第65号は15番高橋郁夫委員に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは所有権移転申請番号第65号を審議しますので、15番高橋郁夫委員の退席をお願いいたします。</p>
	(15番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後1時47分)
議長	事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案書10ページをご覧ください。所有権移転申請番号第65号は、面積が7,088㎡で、申請事由は、経営縮小のため、売買価格等は総会資料記載のとおり贈与であります。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。所有権移転申請番号第65号について、申請のとおり許可することといたします。退席者の着席をお願いいたします。

	<p>(15番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後1時48分)</p>
議長	<p>次に、議案第61号 議事参与制限以外の所有権移転について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長</p>
高山班長	<p>議案書10ページから11ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は3件で、面積1,559㎡であります。申請事由は、申請番号第62号は相手方の要望のため、63号は兼業による経営縮小のため、64号は経営縮小のためとなっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第61号 議事参与制限以外の所有権移転について、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第62号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第62号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年3月13日提出。</p> <p>説明は以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書13ページの経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第546号 は、12番 沓澤 弥 委員、整理番号 第547号 は、16番 高橋 忠雄 委員、整理番号 第548号 は、18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは利用権設定 整理番号 第546号 を審議しますので、12番 沓澤 弥 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 1 時51分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
<p>高山班長</p>	<p>議案書13ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第546号は、賃貸借権の新規設定で、面積は19,624㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用権設定 第546号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 1 時52分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に利用権設定 整理番号 第547号 を審議しますので、16番 高橋 忠雄 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(16番 高橋 忠雄 委員、退席) (午後 1 時52分)</p>

議 長	事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書13ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第547号は、賃貸借権の再設定で、面積は3,028㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定 第547号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
	(16番 高橋 忠雄 委員、着席) (午後1時53分)
議 長	次に利用権設定 整理番号 第548号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願いいたします。
	(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後1時54分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書13ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第548号は、賃貸借権の新規設定で、面積は2,919㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定 第548号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 1 時55分)
議 長	次に、議案第62号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長
高山班長	議案書14ページから22ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が35件で、面積は167,435.30㎡であります。新規の設定が28件、再設定が7件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議 長	暫時休憩します。(午後 1 時56分)
議 長	再開します。(午後 2 時01分)
議 長	何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。議案第62号 議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第62号 経営基盤強化促進法 所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案書23ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転は3件、面積は10,509㎡であります。申請事由は、整理番号第11号、12号は経営縮小のため、13号は小作地解放のためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第62号 経営強化基盤促進法 所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第63号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第63号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年3月13日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書25ページから26ページの集積計画整理番号（転貸人へ）第445号、446号、447号、449号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第461</p>

	<p>号は、17番 宮原 正明 委員、議案書26ページから27ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第450号 から453号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第462号は、18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、集積計画整理番号（転貸人へ）第445号、446号、447号、449号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第461号 を審議しますので、17番 宮原 正明 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(17番 宮原 正明 委員、退席) (午後 2 時05分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書25ページから26ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第445号、446号、447号、449号 は、面積は35,458.24㎡で、貸付理由は、すべて経営縮小のためであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）第461号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第445号、446号、447号、449号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第461号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(17番 宮原 正明 委員、着席) (午後 2 時06分)</p>

議長	次に、集積計画整理番号（転貸人へ）第450号から453号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第462号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。
	(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後2時07分)
議長	事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案書26ページから27ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第450号から453号は、面積は41,916㎡で、貸付理由は、すべて経営縮小のためであります。利用集積計画整理番号（転借人へ）第462号は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第450号から453号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第462号 を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
	(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後2時08分)
議長	次に、議案第63号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	議案書28ページから33ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用

		<p>集積計画は、利用集積計画（転貸人へ）が18件、面積は148,091.61㎡であります。貸付理由は、第431号、441号は農業廃止のため、それ以外はすべて経営縮小のためであります。利用集積計画（転借人へ）は7件で、すべて経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、すべての利用集積計画で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長		説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
15 番		議案書32ページ、集積計画整理番号（転借人）へ第460号の株式会社K A MUROについて、教えてください。
議 長		暫時休憩します。（午後2時09分）
議 長		再開します。（午後2時13分）
議 長		何かご質問ありませんか。
		（質問なしの声あり）
議 長		質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます
		（全員挙手）
議 長		<p>全員挙手。議案第63号 議事参与制限以外の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第64号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
		（高山班長、挙手）
議 長		高山班長。
高山班長		<p>議案第64号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和6年3月13日提出。説明は以上です。</p>
議 長		ここで、議案書35ページの 促進計画案整理番号 第29号 は、18番 高橋敬悦 委員 に関する案件となっております。

	<p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、促進計画案整理番号 第29号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後2時15分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書35ページをご覧ください。促進計画案整理番号 第29号 は、賃貸借権の移転で、面積は4,315㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和6年4月30日となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。促進計画案整理番号 第29号 について、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後2時16分)</p>
議長	<p>次に、議案第64号 議事参与制限以外の農地中間管理事業（移転）の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書35ページから36ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）</p>

	<p>の促進計画案は、使用貸借権の移転が2件、賃貸借権の移転が1件で、面積は15,981㎡であります。移転事由はすべて、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和6年4月30日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第64号 議事参与制限以外の農地中間管理事業(移転)の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。</p> <p>次に、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年3月13日提出。</p> <p>初めに、5条 賃貸借権設定 申請番号第3号について説明させていただきます。</p> <p>議案書38ページ、議案付属資料13ページから19ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市[]、地目は田、面積は[]㎡であります。</p> <p>申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利(原石)を採取するための一時転用であります。申請地は、三関駅から[]km、市立湯沢南中学校から[]kmに位置し、東側は水路、西側は水路、南側は田、北側は田に隣接しており、農地区分は農用地区域内農地であります。</p> <p>事業計画は、深さ6m、[]㎡を掘削し、陸砂利[]㎡を採取するものです。事業費は、用地借上経費[]円、造成・整地費[]円、施設・建物建設経費[]円、測量・登記経費[]円、その他搬入経</p>

費 [] 円、合計 [] 円で、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。

被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。

この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。また、参考として、令和 [] 年 [] 月 [] 日付け指令湯農委一 [] 及び令和 [] 年 [] 月 [] 日付け指令湯農委一 [] で許可している陸砂利採取のための一時転用については、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、令和 [] 年 [] 月 [] 日付け指令湯農委一 [] で許可している資材置場設置のための転用についても、特に問題なく事業が進んでいることを確認しております。

許可判断として、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。

次に、5条 所有権移転 申請番号第14号について説明させていただきます。

議案書39ページ、議案付属資料20ページから36ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市 []、地目は田、面積は [] m²であります。

申請内容は、既存の宅地では面積等条件を満たすところが無かったため、面積等の条件が合い宅地に適している申請地を取得し宅地分譲するための転用であります。申請地は、湯沢西小学校から [] km、湯沢駅から [] km に位置し、東側は水路、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断いたしました。

事業計画は、高さ [] m、土量 [] m³の造成工事を行い、4区画の宅地分譲地及び隣接する公衆用道路 [] m²と水路 [] m²を一体的に利用し道路を整備するものです。事業費は、用地取得費 [] 円、造成・整地経費 [] 円、設計費 [] 円、測量・登記経費 [] 円、計 [] 円となっており、資金計画は全額自己資金となっており、当座勘定照合表で確認しております。

被害防除計画については、東側へのL型擁壁の設置や防護柵を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	ここで、現地確認結果について、9番 由利 幸悦 委員から報告願います。
議 長	(9番 由利 幸悦 委員、挙手) 9番 由利 幸悦 委員。
9 番	議案第65号の現地確認について報告いたします。 2月27日、10番 瀬川 等 委員 と私の2名、事務局2名とで現地確認を してまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、 事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあ たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。
議 長	説明及び報告が終わりました。議案第65号について質疑を行います。何 かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、議案第65号について採決を行います。許 可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断 を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第65号の農地法第5条の規定によ る許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を 受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、 次回の総会で報告いたします。 次に議案第66号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農 業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。案件について 事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案第66号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経 営を行っている等の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に 関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の 可否について決定を要す。令和6年3月13日提出。 この証明については、農地を生前一括贈与し納税猶予の適用を受けてい

	<p>る期間中は、贈与税の申告期限から3年目ごとに、税務署に猶予を継続して受けた旨の届出をする必要があります。その届出に必要な証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書41ページのNo.1は私、19番 高橋に関する案件であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員は退席し審議することとなります。それでは、No.1の審議に先立ち、ここで議長を交代しますので、暫時休憩いたします。 (午後2時27分)</p>
議長(職務代理)	<p>休憩前に引き続き議事を再開いたします。(午後2時28分)</p>
議長(職務代理)	<p>それでは、議案第66号のNo.1を審議しますので、19番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、退席) (午後2時28分)</p>
議長(職務代理)	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議長(職務代理)	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書41ページをご覧ください。No.1については、引き続き農業経営を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>
議長(職務代理)	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長(職務代理)	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(職務代理)	<p>全員挙手。議案第66号のNo.1について、引き続き農業経営を行っていることの証明をすることに決定いたします。退席者の着席をお願いいたします。</p>


	(19番 高橋 伸太郎 会長、着席) (午後 2 時29分)
議長(職務代理)	ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。 (午後 2 時30分)
議長	休憩前に引き続き、議事を再開いたします。(午後 2 時30分)
議長	次に、議案第66号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案書41ページをご覧ください。議案第66号 議事参与制限以外の案件について、件数は7件で、すべて引き続き農業経営を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成15年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第66号 議事参与制限以外の7件について、引き続き農業経営を行っていることの証明をすることに決定いたします。 次に、議案第67号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案第67号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書

	<p>に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和6年3月13日提出。</p> <p>議案書43ページをご覧ください。件数は2件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた農地の一部又は全てについて、一定の要件を満たす納税猶予を受けた後継者が、農地中間管理事業等により貸付した場合には、納税猶予の適用が継続される特定貸付をした方が、贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を引き続き受けるため、3年ごとに納税猶予の継続届出を行うために必要な証明であります。この2件は、引き続き特定貸付を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第67号について、引き続き特定貸付を行っていることの証明をすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第68号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(高山班長、挙手) 高山班長</p>
<p>高山班長</p>	<p>議案第68号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に係る最適化活動の目標の設定等について、同意を求める。令和6年3月13日提出。</p> <p>(議案書45ページから47ページまでの令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。令和6年度最適化活動の目標設定等について同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第68号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」は同意することといたします。</p> <p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時41分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和6年3月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 17番 宮原正明 

署名委員 1番 福嶋富子 